

# J T B グループ O B ・ O G 会東北支部会則

制定 '95. 4. 1

## (総 則)

第1条 この会は、J T B グループ O B ・ O G 会東北支部（略称B O B会東北支部）と称し、この支部会則はJ T B グループ O B ・ O G 会会則（以下「本部会則」という）

第2条の定めに準拠して東北支部内の事項を定める。

## (目 的)

第2条 この支部は、会員相互の親睦と福祉の向上をはかり、あわせて株式会社 J T B（以下「J T B」という）およびJ T Bのグループ会社・団体に関する事業の社会的伸張に寄与することを目的とする。

## (支部活動)

第3条 この支部はJ T B グループ O B ・ O G 会の目的を達成する会務に関し、支部の事業として、次の活動を行う。

- (1) 情報類の提供
- (2) 支部会報の発行
- (3) 懇親会・懇話会の開催
- (4) クラブ・同好会の推進
- (5) 親睦旅行の催行
- (6) 慶弔の表意
- (7) その他必要と思われる活動

2 前項第4号に定めるこの支部のクラブ・同好会は次のとおりとするが、理事会の承認を得て新設、廃止することができる。

- (1) 歩こう会 (5) 俳句会（けやき会）(9) 仙台横丁文化と般若を極める会
- (2) 麻雀愛好会 (6) 蕎麦愛好会 (10) パークゴルフ愛好会
- (3) ゴルフ愛好会 (7) パソコン教室
- (4) カラオケ会 (8) 女性るるぶ会

3 1項第6号に定める慶弔の表意は、次の通りとする。

- (1) 壽齢（米壽）祝い

当該年度中満年齢88歳に達する会員を通常総会でお祝いし、ナイスギフト券（10,000円）を贈呈する。

- (2)弔意関連

会員が死亡したとき、弔慰金10,000円を遺族に給付し、（株）J T B社長名の弔花・弔電の手配を代行する。

(会員構成)

第4条 この支部は、本部会則第4条、第5条に定める会員によって構成する。

(支部事務局)

第5条 この支部の事務局は本部会則第8条の定めにより J T B 事業基盤人事チーム仙台駐在事務所内におく。

(所属)

第6条 この支部は、会員の所属について本部会則第8条の2の定めによる居住地を基準とするほか、希望により、他の地域の支部にも同時に所属することができる。

(会費とその納入方)

第7条 会費は、会員一人年額5, 000円とし本部会則第10条により本部に納入する。

(支部会計)

第8条 この支部は、本部会則第9条の定めにより、本部の総括管理のもとに、第3条に定める支部活動に必要な収支の予算を編成し、執行、決算する。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日までとする。

(総会)

第9条 この支部は、毎年1回原則として7月に支部の総会を開催する。

- 2 前項の定めの外、第10条に定める支部の役員の過半数が必要と認めたとき、または、支部の総数の4分の1以上の会員から要望があったときは、臨時に支部の総会を開催する。
- 3 総会は第11条に定める役員の支部長がその議長となるものとし、会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 4 天変地異・疫病等により支部総会の開催が困難な場合は、「表決権行使」による書面での総会とすることができます。

(総会付議事項)

第9条の2 支部総会には次の事項を付議する。

- (1) 運営計画および収支予算
- (2) 決算報告
- (3) 会則の変更
- (4) その他重要な事項

(表決権)

第9条の3 総会における会員の表決権は平等とし、各会員一票とする。この場合表決権の行使は書面をもって意思表示すること、または出席会員に委任することのいずれかができる。

- 2 前項に定める書面による意思表示および出席会員への委任は、総会の出席者とみなす。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数により決する。この場合、可否同数のときに

は議長が決する。

4 第9条4に定める書面での総会の場合は、「表決権行使」の過半数により決する。

(支部役員)

第10条 この支部は次の役員をおく。

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 支部長 (理 事) | (2) 副支部長または常任理事 (理 事) |
| (3) 理 事 若干名   | (4) 監 事 1名            |

(支部役員の選出および任期)

第11条 第10条の役員は、支部の総会で会員の中から選出し、理事の互選により理事の内1名を支部長とするほか、支部長は必要により副支部長または常任理事を理事より指名することができる。

2 支部の役員の任期は2箇年とする。ただし重任を妨げない。

(注) 支部長は自動的に本部の役員である理事を兼任する。

3 役員に欠員を生じた場合は、これを補充する。この場合の任期は前任者の残存期間とする。

(支部顧問)

第12条 この支部は必要により顧問をおく。

2 支部の顧問は、支部長が委嘱する。  
(注) 顧問には特に任期を設けない。

(理事会)

第13条 この支部は、第3条に定める支部活動に関して、支部内における会務の円滑な遂行を図るため、原則として2ヶ月に1回支部理事会を開催する。

2 天変地異・疫病等により理事会の開催が困難な場合は、書面または電磁式での開催とすることができます。

(支部理事の担務指定)

第14条 支部長は、必要により理事に次の会務区分による担当を指名する。

- (1) 総務担当
- (2) 経理担当
- (3) 広報担当
- (4) 福祉担当
- (5) 親睦担当

(支部役員の職責)

第15条 支部長は、支部を代表し会務を総括する。また、本部理事として本部理事会に出席し、重要事項を審議する。

2 副支部長、常任理事および理事は支部長を補佐し、支部内の担当する会務を処理するほか、支部理事会において主要事項を審議する。

(支部監事)

第16条 監事は、支部の事業収支の状況を監査し、その結果を支部理事会および総会に報告する。

2 監事は、支部理事会に出席して意見を述べることができる。

(支部幹事)

第17条 この支部は事務局に幹事をおき、支部における会務の事務処理にあたる。

2 幹事は、JTB事業基盤人事担当マネージャー（東北統括）に委嘱する。

(支部の本部申請)

第18条 支部は、次に掲げる取扱について支部理事会において議決し、これを本部に申請する。

- (1) 本部会則第5条の(3)に定める配偶者の入会の取扱い
- (2) 本部会則第10条の2に定める会費免除の取扱い
- (3) 本部会則第11条に定める資格喪失の取扱い
- (4) その他支部として必要と認める取扱い

(支部署名の集約)

第19条 支部は、会員から第9条に定める臨時総会の要望があるときには、支部理事会において必要な会員署名を集約しこれを本部に報告する。

(資格喪失の確認)

第20条 支部は本部会則第11条に定める会員の資格喪失に該当する者が生じた場合には、支部理事会において事情を調査のうえ本人の意思を確認し、これを本部に報告する。

(その他)

第21条 この支部会則に定めのない事項は、本部会則によるほか支部理事会において決定する。

付 則

1. この会則は、2025年7月10日から適用する。
2. この支部会則の施行に伴い、2021年7月8日から施行の支部会則は、2025年7月9日限りで廃止する。